

# 仕 様 書

## 1 基 準

次の基準を満たす自動販売機を設置するものとする。

### (1) 安全に関する基準

ア 自動販売機の据付基準（J I S規格 JISB8562）及び自動販売機据付規準（（一社）日本自動販売協会、（一社）全国清涼飲料連合会、（一社）日本自動販売システム機械工業会、日本自動販売機保安整備協会）を遵守した転倒防止対策を施すこと。

イ 自販機堅牢化技術基準（（一社）日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。

ウ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）、自販機自主ガイドライン（清涼飲料自販機協議会）等を遵守し、販売品の衛生管理に万全を尽くすこと。

エ その他関係法令を遵守し、設置する自動販売機、販売品目の内容等に応じて、必要な届出又は許可の取得、検査等がある場合は、適切に手続を行うこと。

オ 自動販売機の設置については、区と協議の上、適切な方法を採用すること。

### (2) 環境保全に関する基準

#### ア ノンフロン対策

ノンフロン冷媒を採用した機器を設置し、環境負担の軽減に努めること。

#### イ 省エネルギー

学習省エネ機能、ヒートポンプ式、ピークカット機能等を採用した機器を設置し、消費電力の削減を図ること。

#### ウ プラスチックごみ削減

飲料用自動販売機の販売品については、プラスチックごみの削減を推進するため、ペットボトル容器等のプラスチックを用いた飲料については、ペットボトルの水（ミネラルウォーター類）以外を除外する。また、紙パック飲料のうち、化石資源由来のプラスチックを一切使用していないストローで提供しているものは販売できるものとする。

### (3) 災害時対応に関する基準

地震、風水害等の災害時には、自動販売機内の販売品を無償提供することとし、電力が供給されているか否かにかかわらず、提供できる機能（手動型又はバッテリー搭載型の種別は問わない。）を備えた機器を設置すること。ただし、軽食用自動販売機は除く。

### (4) 景観配慮

デザインや外観については、設置場所が公共施設であることを考慮し、区と協議の上、華美な広告及び装飾は控えるなど、周辺環境に配慮した機器を設置すること。

### (5) 新紙幣対応

令和6年に発行が予定されている新紙幣への対応に努めること。

## 2 付加機能

### (1) ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰もが使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

### (2) 非接触対応型

各種感染症対策として、自動販売機本体に触れずに購入できる非接触対応型の機器を、可能な限り導入すること。

非接触対応型の機器の導入が難しい場合には、購入者が触れる箇所（購入ボタン等）に抗菌加工又は抗ウイルス加工を施すなど感染症対策を行うこと。

## 3 自動販売機及び販売品等の管理

(1) 自動販売機が故障したときは、直ちに修理等の対応を行うこと。

(2) 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。

(3) 販売品の補充、金銭管理を適切に行い、トラブルの防止に努めること。

(4) 搬出入の方法、販売時間等について施設管理者の指示に従うこと。

(5) 飲料用自動販売機については、使用済容器回収ボックスを貸付物件内に設置すること。ただし、他の自動販売機と隣接している場合は、設置者間で協議の上、共同で使用済容器回収ボックスを設置することができる。

(6) 定期的に自動販売機本体及び周辺の清掃を行い、美化に努めること。

また、使用済容器は、分別及びリサイクルを行うとともに、使用済容器回収ボックスから使用済容器があふれ出さないように定期的に回収すること。

(7) 自動販売機本体の、利用者が識別しやすい位置に、設置者の氏名、住所及び連絡先を明記したステッカー等を貼ること。

## 4 販売品

(1) 飲料用自動販売機における販売品は、飲料（酒類及び密閉されていない容器で提供される飲料を除く。）とすること。

(2) 飲料は、缶又はガラス瓶の容器を用いたものを販売品とすること。ただし、ペットボトルの水（ミネラルウォーター類）や、紙パック飲料のうち、化石資源由来のプラスチックを一切使用していないストローで提供しているものは販売できるものとする。

(3) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(4) 軽食用自動販売機における販売品は、パン、カップ麺及び菓子をそれぞれ2種類以上及びその他の品目を含むこと。